

所を次のとおり指定した。

平成17年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵 2959 番地	特定非営利活動法人福祉の町 づくりをすすめる会	平成16年12月17日

熊本県告示第75号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター杜乃郷 下益城郡豊野町巢林 445-1	有限会社 郷	平成16年12月27日

熊本県告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
きずなの里 葦北郡芦北町湯浦 1439 番地 1	社会福祉法人芦北町社会福祉 協議会	平成17年1月1日

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
きずなの里 葦北郡芦北町湯浦 1439 番地 1	社会福祉法人芦北町社会福祉 協議会	平成17年1月1日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
きずなの里デイサービスセンター 葦北郡芦北町湯浦 1439 番地 1	社会福祉法人芦北町社会福祉 協議会	平成17年1月1日
八幡荘デイサービスセンター 葦北郡芦北町田浦町 664 番地	社会福祉法人芦北町社会福祉 協議会	平成17年1月1日

熊本県告示第77号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成17年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適用
ヨーネ病	患畜	平成17年1月12日	阿蘇郡産山村	1戸3頭	乳用牛

熊本県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成17年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者〕

指定番号	施術所名称	開設者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個19	松江整骨院	森 勇一	八代市松江町 127-1	平成16年12月28日

熊本県告示第 79 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 17 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡三加和町大字上和仁字詰ノ山 607 の 16 から 607 の 18 まで、607 の 25、607 の 27、607 の 32、607 の 56 から 607 の 58 まで、629、630、字南蛮毛 649 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字詰ノ山 606 の 16・630（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに三加和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 80 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成 17 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
きずなの里 葦北郡芦北町湯浦 1439 番地 1	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 1 日

熊本県告示第 81 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、平成 16 年 12 月 9 日付けで菊池広域連合長から申請のあった菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更を平成 17 年 1 月 18 日付けで次の条件を付して許可した。
平成 17 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 条件

今回の申請に係る菊池広域連合規約の一部を変更する規約の一部を次のように変更すること。

 - (1) 第 4 条に 2 号を加える改正規定（第 9 号に係る部分に限る。）及び第 5 条中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次に 2 号を加える改正規定（第 9 号に係る部分に限る。）中「市町村が処理することとされる事務のうち、次に掲げる事務」を「広域連合が処理することとされている事務」に改め、①及び②を削る。
 - (2) 第 17 条第 1 号にただし書を加える改正規定中「熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」を「熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 16 年熊本県条例第 65 号）第 4 条の規定による改正前の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）」に改める。
 - (3) 附則第 2 号中「熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 58 号）」を「改正前の条例」に改める。
- 2 理由

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 16 年熊本県条例第 65 号）により、今回の申請に係る菊池広域連合規約の一部を変更する規約による改正後の菊池広域連合規約第 4 条第 9 号及び第 5 条第 9 号に定める事務は菊池広域連合が処理されることとされたため。

熊本県告示第 82 号

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改め、平成 16 年 12 月 1 日から適用する。
平成 17 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中
「 | 上益城 農業協同組合 | 上益城郡御船町辺田見 1331 番地の 1 | 」を